

2012年(平成24年)1月24日

各位

平成24年度和歌山弁護士会会長	阪	本	康	文	
同	副会長	山	崎	和	成
同	副会長	赤	木	俊	之
同	副会長	藤	井	友	彦

## 平成24年度和歌山弁護士会の会務について

### 【県民・市民のための法的サービスの充実】

#### 1 和歌山弁護士会紛争解決センター(仮称)の設立に向けて

2007年(平成19年)4月に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(いわゆるADR法)が施行されました。ADR法の趣旨に則り、弁護士会には、その社会的責任として、当事者のトラブルに関し、対話を促進することによってより良い解決を図ることができる機関の設置が求められています。既に全国では37の弁護士会ADRが設立されており、近畿弁護士会連合会管内でADRを持たない単位会は当会のみとなりました。

現在、和歌山弁護士会紛争解決センター(仮称)の設立に向けた検討を開始しており、会内合意を経て、平成24年度中には設立したいと考えています。県民・市民の皆様にとって利用しやすい紛争解決手続の一つになれば幸いです。

#### 2 司法アクセスの拡充 - 紀南地域(串本)における常設法律相談所の設置に向けて

紀南地域における弁護士数は、田辺支部管内に11人、新宮支部管内に3人です。紀南地域は広大であり、田辺市と新宮市の間は、特急を利用しても2時間弱かかります。そこで、その中間的なところにある串本地域に常設法律相談所を設置することを検討しています。関係自治体、紀南地域会員と協議を行い、実現に向けた検討を進める所存です。

#### 3 法律相談の充実

いうまでもなく法律相談は法的な解決の指針を示し、また、発生した紛争を法的に解決するための契機となるものです。当会は弁護士会館での法律相談、多重債務者相談、過疎地域における法律相談等を実施していますが、相談件数は減少傾向にあります。しかし、法的ニーズが減少したとよいか疑問であり、広報活動も含め、法律相談の充実に向けた取り組みをしたいと考えています。

### 【刑事弁護 - 裁判員制度の検証とより良い制度実現に向けて】

2009年(平成21年)5月に裁判員制度が施行されました。和歌山地方裁判所本庁の新受人員は2011年(平成23年)10月末までの速報値で39人となっています(最

高裁HP)。今年は制度施行3年目の見直しの年です。現在、和歌山では本庁でしか裁判員裁判が行われておりません。紀南地域の事件もすべて和歌山地方裁判所本庁で裁判が行われています。これは被告人及びその関係者にとって不利益であることは明らかです。

また、裁判員裁判は、一般の刑事事件以上に被疑者・被告人との接見が必要になります。しかしながら、現在、警察署において接見室が一つしかないところがほとんどです。当会は既に和歌山県警察本部等に申し入れを行っているところですが、すべての警察署において複数の接見室が整備されることが焦眉の急の課題です。

### 【法曹養成制度の立て直し】

現在、法曹養成制度は重大な時期にあります。ここ数年の司法試験合格者の急増による法曹の質の低下が懸念され、法科大学院においてその理念に応じた教育ができていないのか、また、新人弁護士の就職難問題、その上、2011年11月1日から施行された司法修習生に対する貸与制も相まって、法曹の魅力を失わせているのではないかと、そのため、法曹界に有為な人材が集まりにくくなっているようなことはないか、などの重要問題が山積んでいます。

現在、法曹の養成に関するフォーラムにて議論がなされているところですが、法曹の養成は、日本の司法の未来にかかわる問題であり、法曹人口問題、給費制復活問題等県民・市民の皆様のご理解をいただきながら、日本弁護士連合会とともに取り組んでいきたいと考えています。

### 【全面的国選付添人制度の実現に向けて】

現在、少年審判における国選付添人制度は殺人や強盗などの重大事件に限定されています。しかしながら、2009年（平成21年）5月に被疑者国選弁護が必要的弁護事件に拡大されながら、少年審判における国選付添人対象事件が重大事件に限定されていることから、被疑者段階では国選弁護人が選任されていたのに、家裁送致後に国選による付添人が選任されないという、看過できない事態が生じています。そして、そもそも少年審判における弁護士付添人は、適正な手続保障に資するほか、少年を巡る環境を整え、少年の立ち直りに向けた支援活動を行うという重要な役割を有しています。

当会は2011年（平成23年）5月14日の定期総会で全面的付添人制度の実現を求める総会決議を行いました。年初の報道では、法務省は対象事件を広げる方向で検討を始めたということですが、当会は対応態勢を整え、さらに早期の実現を求めていきたいと考えています。

### 【第二次和歌山地域司法計画の策定と実行】

2002年（平成14年）10月に和歌山地域司法計画を策定しました。和歌山県下の裁判所、検察庁、弁護士の現状の分析と改革の方向性を提言しましたが、その後、9年を経過しました。当会は既に第二次和歌山地域司法計画の策定作業に取り組んでいますが、現状の問題点と課題を洗い出し、和歌山の司法が今まで以上に県民・市民のための司法と

なるべく、2012年度（平成24年度）中に策定し、実行できる態勢を整えたいと考えています。

### 【基本的人権擁護及び社会正義の実現】

弁護士法で弁護士及び弁護士会の使命として課せられた基本的責務です。2011年（平成23年）7月、念願の和歌山弁護士会館増築改修工事が完了しました。弁護士会活動の基本となる各種委員会活動についての物的制約が大幅に改善されました。2012年度（平成24年度）は、各種委員会活動をさらに活発化させ、憲法の基本原理の擁護と民主主義理念の実現、人権救済申立事件に対する適切な措置、消費者・子ども・高齢者障害者の権利擁護、被疑者・被告人の権利擁護、犯罪被害者の支援等により一層取り組んで行く所存です。

### 【和歌山弁護士会の会員数と分布状況（1月24日現在）】

会員数124人（うち女性会員15人）

和歌山市内に事務所を有する会員 106人（うち女性会員14人）

橋本市内に事務所を有する会員 2人

御坊支部管内に事務所を有する会員 2人

田辺支部管内に事務所を有する会員 11人（うち女性会員1人）

新宮支部管内に事務所を有する会員 3人